

議案第62号

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約を変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

天理市長 並河 健

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約（昭和47年10月天理市告示第21号）の一部を次のように変更する。

題名中「及び田原本町」を「、田原本町及び安堵町」に改める。

第1条中「及び田原本町」を「、田原本町及び安堵町」に改める。

第2条第1項中「及び田原本町」を「、田原本町及び安堵町」に改め、同項第3号中「田原本町」の次に「及び安堵町」を加える。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。